

別紙

業務仕様書

1. 件名 令和5年度かすみがうら市特定健康診査受診率向上業務委託
2. 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 業務の目的

かすみがうら市(以下、「甲」という)の令和3年度の特定健康診査の受診率は32.3%であり、かすみがうら市特定健康診査等実施計画(第3期)で設定した令和5年度受診率50%という目標値との乖離は大きい。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、健診結果データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、確実に実施することを目的とする。

4. 業務内容

甲は、受託者(以下「乙」という)に対して、以下の業務を委託する。

(1) データ分析業務

甲から提供される特定健康診査の受診履歴・結果・問診票等をもとに、乙の技術を用いて効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

年代、過去の特定健診受診歴、医療機関での治療歴や疾病等の構成要素を複合的かつ多角的に分析し、かすみがうら市の特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかとなるよう、分析方法を工夫すること。

【データ提供 例】

FKAC167、FKAC165、受診券発送対象者情報（個人番号、性別、年齢等）、
被保険者管理台帳 等

(2) 受診勧奨業務

乙は、(1)のデータ分析結果を受け、以下のように受診勧奨を実施する。

① 通知による受診勧奨

a. 対象者

全受診対象者のうち、令和5年5月～7月の特定健康診査未受診者
約6,200件

※甲は乙より作成・提出された受診勧奨対象者データから対象者を最終決定する。
尚、乙は甲からデータを受領し受診勧奨すべき対象者を最終確認することとする。

b. 発送回数及び通数

1回、約6,200件

c. 実施時期

令和5年9月以降を想定

d. 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に合わせた個別かつ訴求力の高い内容のものとする。

e. 通知物の印刷・郵送

(a) 通知物の印刷

通知物の印刷は乙が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は甲が提供する情報を基に、乙が印字する。

(b) 通知物の宛名印字

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

(c) 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、乙は甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(d) 通知物の発送

甲から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、乙は最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。勧奨対象者リストを乙は甲に納品する。

(e) サンプル納品

通知物のサンプルに関して乙は、通知物発送後速やかに、甲に対し各10部のサンプル納品を行う。

(3) 勧奨結果の分析・報告業務

① 甲は、乙に令和5年4月からの受診者データを提供し、乙は受診勧奨事業実施による受診率の変化等について報告書を作成し、甲に報告する。

② 前項の効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

5. 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、事業完了後の一括支払いとする。

(2) 乙は、作業が完了次第すみやかに甲に検査を請求し、成果品納品および検査職員の確認後、成果品相当部分の金額を請求できるものとする。

(3) 甲は乙が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

6. 情報の保護

- (1) 甲・乙の双方は本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。
(資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む)
- (2) 乙は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、乙は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを甲に引き渡すものとする。

7. 個人情報の保護

- (1) 乙は、本業務の履行にあたり、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認定を受けていなければならない。
- (2) 乙は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。
- (3) 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びかすみがうら市個人情報保護条例(平成17年3月28日条例第14号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8. その他の特記事項

- (1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て乙の負担とする。その際、セキュリティ対策を講じること。
- (2) 受け渡しデータのフォーマットについては別途協議して定めるものとする。
- (3) 甲が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (5) 甲が提供する宛名データに関して、乙はそのデータに基づき通知物の発送を行う。この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- (6) 報告書のフォーマットに関しては別途協議して提供するものを基本とする。
- (7) その他、仕様書に定めのない事項については、甲・乙が協議して決める。